

米国向け日本産かき生果実の輸出解禁について

1 検疫対象病害虫

Stathmopoda masinissa(カキノヘタムシガ)
Conogethes punctiferalis(モモノゴマダラノメイガ)
Homonopsis illotana(ツヤスジハマキ)
Lobesia aeolopa(ホソバチビヒメハマキ)
Crisicoccus matsumotoi(マツモトコナカイガラムシ)
Pseudococcus cryptus(ミカンヒメコナカイガラムシ)
Ponticulothrips diospyrosi(カキクダアザミウマ)
Thrips coloratus(ビワハナアザミウマ)
Scirtothrips dorsalis(チャノキイロアザミウマ)
Tenuipalpus zhizhilashviliae(カキヒメハダニ)
Adisciso kaki(カキ黒星落葉病)
Colletotrichum horii(カキ炭疽病)
Myxosporium kaki (*Cryptosporiopsis kaki*) (和名なし)
Mycosphaerella nawae(カキ円星落葉病)
Pestalotia diospyri(カキ葉枯病)
Pestalotiopsis acaciae(カキ葉枯病)
Pestalotiopsis crassiuscula(カキ葉枯病)
Phoma kakivora(カキ黒点病)
Phoma loti(カキ枝枯病)

2 主な検疫条件 (概要)

- (1) あらかじめ農林水産省植物防疫所（以下、「植物防疫所」）の登録を受けた生産地域の生産園地（以下、「登録生産園地」）において、登録を受けた生産者により生産されること。
- (2) 登録生産園地は、輸出用防除プログラムに沿った病害虫防除及び栽培管理が適切に実施されていることを確認するため、植物防疫官等による園地検査を受けること。
- (3) あらかじめ植物防疫所の登録を受けた選果こん包施設において、植物防疫所に登録された選果指導員の指導の下、米国輸出向けに選果及びこん包が行われること。また、こん包には、生産者及びこん包施設の情報を表示すること。
- (4) 植物防疫所により、検疫対象病害虫に対する輸出検査が行われること。